会 員 各位

一般社団法人 愛知県馬主協会 会 長 服 部 康 夫

令和3年分競走馬保有に係る所得の税務上の取り扱い及び、 関係申請書の送付他について(お知らせ)

1. 競走馬保有に係る所得の税務上の取り扱いについて

個人馬主の競走馬保有に係る判定基準については、昨年と変更点はありません。 下記事業所得の判定基準により「事業所得」該当者は、下記に基づき各申請機関に所定事項を 記入し、**必ず返信封筒に宛名及び、切手(84円)を貼付のうえ発送して下さい。**

尚、事業所得の判定基準①·②·③に該当しない方は「雑所得」となりますので (1)地方競馬全国協会 (2)愛知県競馬組合への申請は必要ありません。

所得税の確定申告は、明年3/15例・消費税3/3 I 休迄となっており全国より証明申請が 集中しますので、1月下旬までに発送を完了して下さい。

- ※ 「令和3年競走馬税の手引き」及び、「収支明細書」を数部本会に用意してありますので必要な方は、お申し出下さい。 記
- ◎ 事業所得の判定基準

(保有頭数による判定)

① 令和3年における登録期間が6月以上の競走馬を5頭以上保有している場合。

② 令和元・2・3 年の各年において、その各年における登録期間6月以上の競走馬を2頭以上保有し、かつ、平成30 令和元・2 年の3年のうちに黒字の年が1年以上ある場合。

☆申請機関 地方競馬全国協会「競走馬の登録及び出走回数等証明書」(同封)1ヶ所へ

(出走回数による判定)

③令和3年以前3年間の各年(令和元・2・3年)において競馬賞金等の収入があり、その各年のうち、年間5回以上(2歳馬については年間3回以上)出走している競走馬(共有馬を除く)を保有する年が1年以上ある場合。(※この場合1頭保有でも事業所得になります。)

☆申請機関 地方競馬全国協会「競走馬の登録及び出走回数等証明書」(同封)及び、 愛知県競馬組合 「競馬賞金等の収入証明申請書」(右記⇒)2ヶ所へ

○競走馬の償却開始日(平成28年分から下記緩和)※競走馬税の手引き「のうぜ、PP答」抜粋

- ①競走馬の償却開始時期の取り扱いについては、その競走用の馬主と調教師との預託契約に基づき、育成牧場等において競走馬として調教が行われ、かつ、競走馬登録が終了した場合に、当該登録が終了した月から減価償却を開始する。
- ② トレーニングセンター等に入厩し、かつ、競走馬登録が終了した場合に、当該登録が終了した月から減価償却を開始する。のいずれかの方法を選択することが、認められています。また、上記12以外に、
- ③ 3年間、該当する全ての馬について同じ経理を継続することを条件として、馬齢二歳の4月から減価償却を開始する。
- ④ 上記③の取扱いを適用しながらも、馬齢二歳の 5 月以降に入厩した競走馬にあってはその競走馬を入厩させた月から減価償却を開始する。のいずれかの方法を選択することも認められています。

○国税庁末仏°-ジ http://www.nta.go.jp「タックスアンサー」利用及び申告書、各種計算・明細書等、ダウンロード可

(1)「競走馬の登録及び、出走回数等証明申請書」

〒106-8639 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル

地方競馬全国協会 審査部登録課 203(6441)3370

(2)「競馬賞金等の収入証明申請書(地方競馬)」

〒455-0069 名古屋市港区泰明町 1-1

愛知県競馬組合 成績整理室 ☎052(661)9980

2. 「令和3年分賞金等支払調書」発送予定について

明年1月11日頃、愛知県競馬組合から各馬主に「**令和3年分賞金等の支払調書」**が発送されますので確定申告時まで紛失されないよう取り扱いにご注意願います。

令和 年 月 日

競馬賞金等の収入証明申請書(地方競馬)

〒455-0069 名古屋市港区泰明町1-1 愛知県競馬組合 成績整理室 御 中 ☎ 052(661)9980 FAX 052(652)6371

	_					
住	所					
		(1311)	がな)			
		K	名			ED .
				(馬主登録番号	_)

私が、平成31年1月1日から令和3年12月31日までの3年間に、所有していた 馬が出走した際に貴殿から得た本賞金及び諸手当からなる収入について、証明願います。

注. (保有頭数による判定) ①②により「雑所得」になる方が (出走回数による判定) ③により「事業所得」になる場合 この証明を受けて下さい。